

令和２年度農林水産省行政事業レビュー行動計画

令和２年３月３１日

令和２年９月２４日改定

農 林 水 産 省

「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）及び行政事業レビュー実施要領（平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議策定）等を踏まえ、原則全ての事業について、予算の支出先や用途等の実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映する取組（行政事業レビュー。以下「レビュー」という。）及び国からの資金交付により造成された基金（以下「基金」という。）について、レビューの枠組みの下、適切な管理に向けた取組等（以下「基金の点検等」という。）を行うため、農林水産省におけるこれらの取組に関する行動計画を以下のとおり定める。

I. レビューの取組体制（別紙１）

- （１）レビューは「農林水産省行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、行うものとする。
- （２）レビューの統括責任者は官房長、副統括責任者は危機管理・政策立案総括審議官及び総括審議官とする。
- （３）外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むため、外部有識者によって構成される「農林水産省行政事業レビュー外部有識者会合」を設置する。
- （４）チームの庶務は、広報評価課が予算課その他の大臣官房関係課の協力を得ながら、各局庁庶務課と連携して処理する。
- （５）各局庁においては、庶務課を中心として事業所管課、地方支分部局等との連携・協力体制を構築する。

II. レビュー

1. レビューの対象事業等

- （１）レビューの対象は、令和元年度に実施した全ての事業（事務的経費、人件費等は除く。）とする。また、令和２年度新規事業及び令和３年度新規要求事業についても、レビューシートを作成し、点検を行う。
- （２）事業の単位については、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮し、適切な事業単位を設定した上で、「１事業１シート」の原則にのっとりレビューシートを作成する。また、政策評価との対応関係に留意する。

2. 事業所管課等による事業の実態把握及び点検

- （１）事業所管課は、1.（１）の対象事業について、予算の支出先や用途、成果、活動実

績等の実態を把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から事業の見直し等改善の余地がないか厳格に点検を行う。(第1次チェック)

実態把握に当たっては、地方支分部局による現地調査や地方公共団体への問い合わせ等を適宜実施し、可能な限り末端の支出先や使途の詳細等まで把握するよう努める。

(2) 各局庁の庶務課は、事業所管課による第1次チェックの内容について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、事業所管課に対し改善を求める。(第2次チェック)

(3) 広報評価課は、予算課と連携の上、各局庁による第2次チェックの内容について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、各局庁に対し更なる改善を求める。(第3次チェック)

3. レビューシートの作成・公表

(1) 事業所管課は、実態把握及び点検の結果等をレビューシートに記載する。レビューシートの作成に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、分かりやすく記載するよう留意する。

(2) レビューシートは7月下旬までに、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。(中間公表)

4. チームによる事業の点検

(1) チームは、2.(1)～(3)で事業所管課等が実施した実態把握及び点検の結果等について、(2)の外部有識者による点検の結果も踏まえ、厳正な点検を行う。点検結果については、所見としてレビューシートに記載する。

なお、公開プロセスについては、新型コロナウイルス感染症対策等への対応に万全を期す観点から、令和2年度においては実施しない。

(2) チームは、1.(1)の対象事業のうち、以下の①～⑤の基準のいずれかに該当するものについて、当省が選任した外部有識者に点検を求める。この場合、当該外部有識者の理解を得て事業の選定を行う。

① 令和元年度に新規に開始したもの(令和元年度補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。)

② 令和2年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの

③ 令和元年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見の対象となったもの

④ 令和3年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

⑤ その他、全てのレビュー対象事業について、少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう選定する。この場合、特に、以下のア～オに該当するものを重点的に選定する。

ア 令和2年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの

イ 令和元年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は令和3年度予算

の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討しているもの

ウ 令和元年度補正予算に計上されたもの

エ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、令和元年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先を含むもの

オ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による点検の必要性が高いと判断されるもの

- (3) チームは、外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う場を設ける。なお、講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を求める。

5. 概算要求及び予算執行への反映・公表

- (1) 事業所管課は、4.(1)のチームによる所見を、当該事業及び同種の事業の令和3年度予算の概算要求及び令和2年度予算の執行等に的確に反映する。また、「行政改革推進会議による検証の強化について」(平成27年3月31日行政改革推進会議決定)に基づき実施される秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映する。このため、省内における令和3年度予算の概算要求の検討は、レビューのスケジュールを考慮して実施する。

- (2) レビューシートについては、チームの所見の概算要求及び予算執行への反映状況等を分かりやすく記載し、10月上旬までに農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。
(最終公表)

また、チームは、最終公表に併せて、「令和2年度行政事業レビュー事業単位整理表兼点検結果の令和3年度予算概算要求への反映状況調表」等を取りまとめ、公表する。

6. 事業執行を終了した事業の実態把握及び点検

- (1) 平成28年度以降に事業執行を終了した事業のうち、事業終了年度を超えて成果目標の目標最終年度を設定したものについては、目標最終年度までの成果実績について、2.に準じて実態把握及び点検を行う。事業所管課は、実態把握及び点検の結果等を「目標最終年度までのフォローアップ点検結果票」に記載する。
- (2) チームは、(1)で事業所管課等が実施した実態把握及び点検の結果等について、厳正な点検を行うとともに、その結果については、所見として「目標最終年度までのフォローアップ点検結果票」に記載し、10月上旬までに農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

Ⅲ. 基金の点検等

1. 基金の点検等の対象基金

基金の点検等の対象は、国から交付された資金の全部又は一部を原資として公益法人

等や地方公共団体に造成された基金等（①「基金シート」作成対象基金、②「地方公共団体等保有基金執行状況表」作成対象基金、③「出資状況表」作成対象資金）とする。

2. 基金事業所管課等による基金の実態把握及び点検

- （１）基金事業所管課は、１．の対象基金及びその基金事業について、保有割合や執行状況等の実態を把握し、余剰資金は国庫返納する等改善の余地がないか厳格に点検を行う。（第１次チェック）
- （２）各局庁の庶務課は、基金事業所管課による第１次チェックの内容について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、基金事業所管課に対し改善を求める。（第２次チェック）
- （３）広報評価課は、予算課と連携の上、各局庁による第２次チェックの内容について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、各局庁に対し更なる改善を求める。（第３次チェック）

3. 基金シートの作成・公表等

- （１）基金事業所管課は、１．の対象基金のうち①について、実態把握及び点検の結果等を基金シートに記載する。基金シートについては、７月下旬までに農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。（中間公表）
- （２）チームは、２．（１）～（３）で基金事業所管課等が実施した実態把握及び点検の結果等について、厳正な点検を行う。点検結果については、所見として基金シートに記載する。
- （３）基金事業所管課は、（２）のチームによる点検及び内閣官房行政改革推進本部事務局による点検を経た上で、チームの所見に的確に対応することとし、その対応状況等について基金シートに記載する。基金シートについては、１０月中旬までに農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。（最終公表）
また、チームは、最終公表に併せて、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」を作成し、公表する。
- （４）基金シートの作成に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、分かりやすく記載するよう留意する。

4. 地方公共団体等保有基金執行状況表及び出資状況表の作成・公表

基金事業所管課は、１．の対象基金のうち②については「地方公共団体等保有基金執行状況表」を、③については「出資状況表」を作成する。これらについては、１０月上旬までに農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

IV. その他

1. 政策評価等との連携

レビューと政策評価、ＥＢＰＭの取組の一体的な推進を図るため、レビュー、政策評価及びＥＢＰＭの担当との連携、成果目標等の整合性の確保等を図る。

2. 優良事業改善事例

チームは、事業所管課による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、省内に普及する。また、事業所管課は優良事業改善事例を参考にして、積極的な事業改善に努める。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途に公表する。

3. 人事評価への反映

優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業の見直しを行った場合、評価者は当該職員の人事評価に適切に反映するよう努める。

4. 職員の資質向上の取組

職員のレビューに対する理解や意識の向上を図るため、研修、各種会議その他の機会を活用して、レビューの意義や内容等について、浸透の徹底を図る。

5. スケジュール（別紙2）

(別紙 1)

農林水産省行政事業レビューの取組体制

農林水産省行政事業レビュー推進チーム

統括責任者：大臣官房長

副統括責任者：危機管理・政策立案総括審議官、総括審議官

チームメンバー：

大臣官房秘書課長、文書課長、予算課長、政策課長、地方課長、参事官（経理）、
国際部国際政策課長、統計部管理課長、消費・安全局総務課長、
食料産業局総務課長、生産局総務課長、経営局総務課長、
農村振興局総務課長、政策統括官付総務・経営安定対策参事官、
農林水産技術会議事務局研究調整課長、林野庁林政課長、水産庁漁政課長

事務局長：広報評価課長

+

+

農林水産省行政事業レビュー
外部有識者会合

農林水産省が選任する外部有識者

内閣官房行政改革推進本
部事務局が選任する外部
有識者

(別紙2)

令和2年度における行政事業レビュースケジュール

3月下旬 ○令和2年度農林水産省行政事業レビュー行動計画の公表

7月下旬 ○レビューシートの中間公表
○基金シートの中間公表

7月 ○外部有識者による点検

9月中旬 ○農林水産省行政事業レビュー推進チームによる点検（チーム所見決定）

10月上旬 ○外部有識者による政務への講評

○レビューシートのうち令和元年度実施事業及び令和2年度新規事業の最終公表

○「令和2年度行政事業レビュー事業単位整理表兼点検結果の令和3年度予算概算要求への反映状況調表」の公表

○「目標最終年度までのフォローアップ点検結果票」の公表

10月中旬 ○基金シートの最終公表

○「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」の公表

○「地方公共団体等保有基金執行状況表」の公表

○「出資状況表」の公表

○レビューシートのうち令和3年度新規要求事業の公表